

入 札 説 明 書

一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式

一 橋 大 学

入 札 説 明 書

国立大学法人一橋大学の特定調達契約に係る入札公告（令和7年5月21日付け第1号）に基づく入札等については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達手続に関する運用指針等について（平成26年3月31日関係省庁申合せ）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

- (1) 国立大学法人一橋大学 学長 中野 聡
- (2) ◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 13
所在地 〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

2 調達内容

- (1) 品目分類番号 14
- (2) 借入件名及び数量
一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式（搬入・据付・配線・調整・保守を含む）
- (3) 調達件名の特質等
借入物品の性能等に関し、国立大学法人一橋大学長（以下「学長」という。）が入札説明書で指定する特質等を有すること。（詳細は、別冊仕様書による。）
- (4) 借入期間
令和8年1月1日から令和12年12月31日まで
- (5) 借入場所 一橋大学経済研究所
- (6) 入札方法
入札金額は、1ヶ月当たりの単価を記載すること。
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、
 - ① 総合評価のための性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出しなければならない。（必要書類の種類及び部数については別紙1参照）
 - ② 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第二号（以下「契約基準」という。）に基づき、十分考慮して入札金額を見積るものとする。
また、本体価格のほか、搬入、据付、配線、調整費、データ移行、保守等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当

する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則（以下「細則」という。）第6条及び第7条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA又はB又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査を行う必要がある。

競争参加資格に関する問い合わせは、令和7年3月31日付け号外政府調達第57号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。

(3) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(5) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(6) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書、並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を賃貸できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

国立大学法人一橋大学財務部経理課契約第二係 山田 千夏

電話 042（580）8331

e-mail ier-so.g2@ad.hit-u.ac.jp FAX 042（580）8070

- (2) 入札説明会の日時及び場所

令和7年6月9日 14時00分

一橋大学国立西キャンパス別館2階中会議室

- (3) 入札書の受領期限

令和7年7月11日 17時00分（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

- (4) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。その場合、前掲の e-mail 宛に、社名、部課名、担当者名、連絡先等を明記のうえ、送信すること。期限は、令和7年6月16日17時00分とする。回答は、令和7年6月23日までに、本学ホームページ上「政府調達情報」にて公開する。

URL <https://www.hit-u.ac.jp/zaimu/seicho/index.html>

- ② 競争加入者等は、次に掲げる事項を記載した別紙2の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年8月1日開札 一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 賃貸借物品名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年8月1日開札 一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4の(1)宛に入札書の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をし

ておかなければならない。

- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 賃貸借物品名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 賃貸借物品名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(6) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(7) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年8月1日 10時00分 一橋大学国立キャンパス法人本部棟7階大会議室

(9) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(7)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、学長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別紙の納入できることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(3)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、学長から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類は別紙1により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 学長は、提出された書類を競争参加資格の確認及び総合評価の実施以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 総合評価落札方式とする。
 - ① 上記4の(4)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記

3の競争参加資格をすべて満たし、本入札説明書において明らかにした性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が契約事務細則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該競争加入者等の申し込みに係る入札価格に対する得点配分と、性能等の各評価項目の得点合計を合算して得た数値の最も高い者をもって落札者とする。

なお、入札価格に対する得点配分と、性能等に関する得点配分は等しいものとし、入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代ってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 入札公告において、特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により入札書を受理した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
 - ④ 学長は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。また、落札できなかった競争加入者等は、落札の相対的な利点に関する情報（当該競争加入者等と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。
 - ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様書等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。

(7) 支払条件

支払いは、1 ヶ月毎に支払うものとし、本学が検査を終了した後、適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに、契約の相手方の指定する銀行等の預金口座に振込みの方法により支払うものとする。

(8) 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

(9) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償を求める場合がある。

II 技術及び総合評価に関する事項

1 調達件名の仕様

調達件名の仕様は、別冊仕様書のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

総合評価落札方式適用において評価対象となる項目は、別冊仕様書「5. 総合評価基準」に明示され、評価は明示された評価項目に基づいて行われる。

(2) 必須とする項目及びそれ以外の項目

必須とする項目については、仕様書によって示される最低限の要求要件をすべて満たしているか否かを判定し、満たしていないものについては不合格とする。

また、必須とする項目で最低限の要求要件を超える部分の評価項目及び必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価する。

(3) 得点配分

得点配分は、総合評価基準に規定された配分方法によって行われる。

(4) 評価方法

① 入札価格に対する得点配分と、性能等に対する得点配分は等しいものとする。

② 入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を一から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

③ 性能等に対する得点は、必須とする項目で最低限の要求要件を超える評価項目及び必須とする項目以外の項目については、提出された総合評価に関する資料に基づき、総合評価基準によって上記(3)で示される得点配分に従い得点が与えられる。

④ 前記②と③の得点の合計を加えて得た数値により評価する。

(5) 総合評価のための書類

総合評価のための書類については、別紙1に示された書類及び部数を入札書とともに提出するものとする。

(6) 仕様書等の照会先

仕様書及び総合評価のための書類等に関する問い合わせ先・照会先は次のとおり。

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

国立大学法人一橋大学財務部経理課契約第二係 山田 千夏

電話 042 (580) 8331

e-mail ier-so.g2@ad.hit-u.ac.jp FAX 042 (580) 8070

3 調達件名の検査等

- (1) 落札者が入札書とともに提出した総合評価のための書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
- (2) 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した総合評価のための書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

競争参加資格の確認のための書類及び総合評価のための書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和7年度競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し ----- 1部
- (2) 入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書 ----- 1部
- (3) 入札機器を貸付けできる能力を有することを証明する書類 ----- 1部
 （代理店証明書等、ただし、第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明する書類）
- (4) 借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明する書類 ----- 3部

2 総合評価のための書類

- (1) 入札機器の提案書 ----- 紙媒体 3部
 ----- 電子媒体（CD-ROM）1枚
- (2) 入札機器と同等品又は類似機器の賃貸借実績表 ----- 1部
- (3) 入札機器の定価証明書（月額） ----- 1部
- (4) 入札機器の定価見積書（月額） ----- 1部
- (5) 入札機器の参考見積書（月額） ----- 1部
 見積書は、入札機器の内訳のほか搬入、据付、配線、調整、データ移行、保守、撤去費等の内訳を記載すること。定価見積書において、オープン価格の物品については、標準価格を設定して記載すること。

3 ワーク・ライフ・バランスに関する書類

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次のいずれかの認定証の写し ----- 3部
 次のいずれかの認定書の写しを提出した場合、入札（総合評価落札方式）時に、総合評価基準の評価項目及び得点配分基準に基づき加点する。（認定書が複数ある場合は、最も配点が高い区分に加点。）
 - ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定届（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - ・ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

入 札 書

賃貸借物品名 一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式

入札金額

1 ヶ月当たり金

円也

文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第2号を熟知し、
図面及び仕様書に従って上記の物品を供給するものとして入札に関する条件を承諾のうえ、上記
の金額によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人一 橋大学 御 中

競争加入者

〔住所〕

〔氏名，押印〕

備考

- (1) 競争加入者の氏名は，法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは，競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は，その名称又は商号及び代表者の氏名），代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し，かつ，押印すること。
- (3) 入札書は作成時点で当該権限を有する者が記名・押印すること。

令和 年 月 日

国立大学法人一橋大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

入札説明書 3 の(1)の①及び②に該当していないことの証明書

当社は、「一橋大学経済研究所電子計算機システム 一式」の入札参加にあたり、下記事項のいずれにも該当しないことを確約します。

記

入札説明書 3 の(1)の①

未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者

入札説明書 3 の(1)の②

以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ。）

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者